

基金情報

No. 93

平成21年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskn.com>

平成21年度・主要事業概況

事項	9月末数	対前月増減数	事項	9月末数(累計)	
事業所数(件)	237	-1	年金掛金	調定額(円) 821,596,828	
加入員数(人)	男子	5,094	21	収納額(円) 814,218,628	
	女子	2,268	-8	収納率 99.10%	
	計	7,362	13	事務費掛金調定額(円) 33,273,114	
平均標準給与月額(円)	男子	331,948	-3,448	資産運用	信託資産額(時価) 255億3,680万円
	女子	224,922	-2,460		修正総合利回り 13.87%
	計	298,976	-2,968		ベンチマーク差 1.36%
受給者数(人)	6,067	24	慶弔金の支給件数・金額	53件93万円	
平均年金額(円)	500,481	751	年金相談件数	364件	

事業主
の皆様へ

適正な記録管理のため届書「128条その1」の提出にご協力ください

当基金では、平成21年10月20日付通知「届出事項の突合について」において、届書「厚生年金保険法第128条の規定による通知書(その1)」の提出についてお願いいたしました。この届書は、基金の年金が国の老齢年金を一部代行していることから、社会保険事務所と基金の記録が相違していないか確認し、将来適正な年金給付を行うため、厚生年金保険法第128条において、義務付けられているものです。

現在、国と基金の記録突合作業が随時始まっており、その上でも大変重要な届出となりますので、事業主様、ご担当者様におかれましてはこれまで以上のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆ 128条の通知書による記録突合とは ◆

事業主様は、従業員の資格取得、喪失、その他の各種届を社会保険事務所と基金に提出し、その後それぞれから、その従業員について決定の通知を受けます。

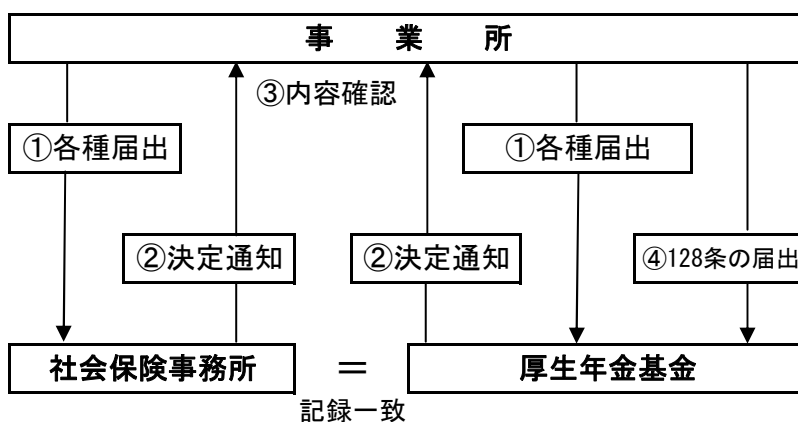
その際に、社会保険事務所の決定通知と基金に届出した記載事項の内容に相違がある場合は、その相違事項を128条の通知書に記載し、基金に届出ます。

本来であれば、各種届出の都度相違の有無についてご確認いただき、128条その1を届出していただくこととなっておりますが、事業主様などの利便を考慮し、年1回9月末までにご提出のあった各種届出に基づきリストを作成し、その内容が社会保険事務所に届出した内容と相違がないかご確認いただくこととしています。(※相違事項がない場合でも、相違ない旨を基金に届出いただきますようお願いいたします。)

◆ 加入員リストについて ◆

当基金より送付いたしました加入員リストは、昨年10月以降から今年の9月末までに当基金へ提出のあった各種届出に基づき作成したものです。このリストと社会保険事務所からの決定通知内容をご確認ください。確認内容は、年金整理番号・基礎年金番号・氏名・フリガナ・生年月日・性別・標準給与月額などです。リストに「受給中」と記載されている方につきましては、年金の支給の有無にかかわらず当基金へ年金の裁定請求をし、当基金の年金受給権者となっている方です。

◆ 届出の流れ(参考) ◆



- ① 社会保険事務所と基金へ各種届出
- ② 届書に基づき処理し、「決定通知書」を社会保険事務所と基金それぞれから事業所へ送付
- ③ それぞれから送付された決定通知書の内容が一致しているか事業所にて確認
- ④ 相違がない場合、年1回の128条の通知にて届出し、相違がある場合は年1回の128条の通知を待たず、その都度、当基金へご連絡ください

基金情報第92号掲載内容の誤りについて(お詫び)

平成21年10月15日付けで発行いたしました「基金情報No.92」の掲載内容に誤りがございましたことをお詫び申し上げます。

平成21年度・主要事業概況表中、資産運用の信託資産額(時価)が2560億273万円と記載されていますが、256億274万円の誤りです。

今後はこのようなことがないよう注意し作成していく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～
連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

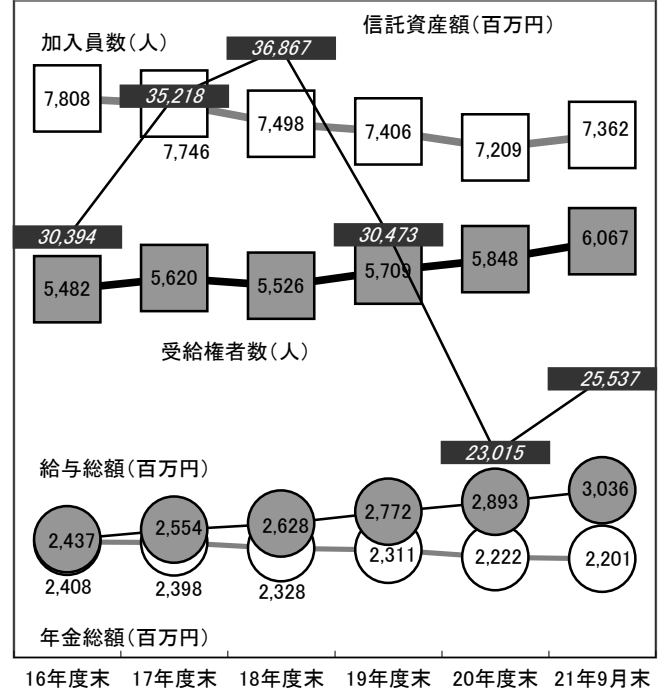
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

***10月分の掛金納入期限は、11月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

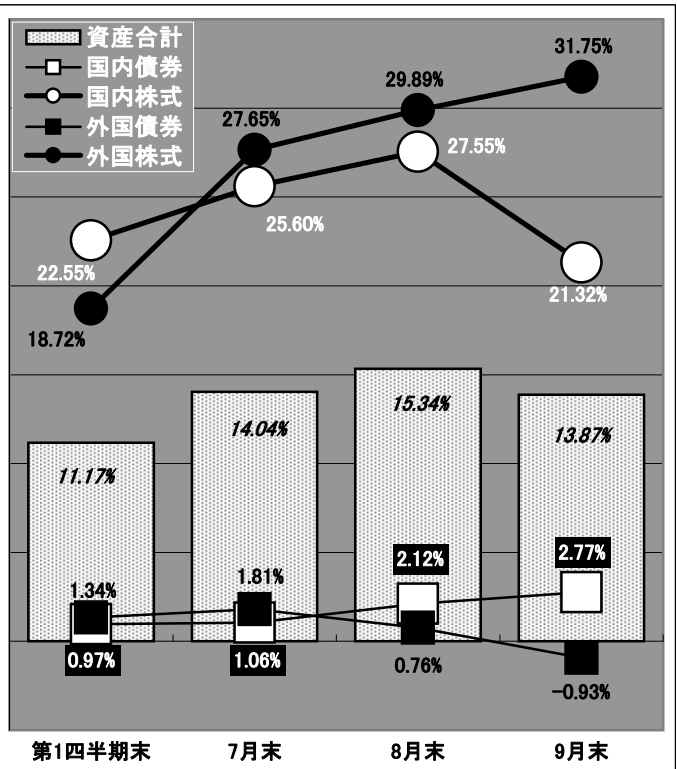
設立事業所の異動(規約変更関係等)・9月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	大起理化学工業(株)	任意脱退	H21.9.17
所在地変更	日本板硝子ティー・アント・ジー・システム(株)	台東区松が谷	H21.9.29

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>